

指 示

平成 23 年 4 月 22 日

千葉県知事
鈴木 栄治 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく平成 23 年 4 月 4 日付け指示は、解除する。

(参考)

指 示

平成 23 年 4 月 4 日

千葉県知事
鈴木 栄治 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

東京電力(株)福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づき、下記のとおり指示する。

記

貴県においては、次に掲げる品目について、当分の間、出荷を控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

- ① 香取市及び多古町において産出されたハウレンソウ
- ② 旭市において産出されたハウレンソウ、チンゲンサイ、シュンギク、サンチュ、セルリー及びパセリ